

「後見制度支援預金規定」の一部改定のお知らせ

平素は、近畿産業信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

下記の通り「後見制度支援預金規定」を一部改定しますのでお知らせ致します。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

■適用日 2018年11月1日（木）

■改定内容

預金取引規定集内「7. 後見制度支援預金規定」第8条（解約等）を以下の通り、条文を変更します。

改定前	改定後
第8条（解約等）（P. 29）	
(1) この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当組合所定の手続により解約することができます。 (ア) 口座名義人または後見人が死亡したとき (イ) 裁判所による「指示書」に基づく場合 (ウ) 口座名義人の後見開始取消審判が確定したとき (エ) 未成年後見の場合で、所定の後見期間を経過したとき (オ) 法令の改正などにより、本商品の取扱いを継続することができないと当組合が判断したとき (2) この預金口座を解約する場合は、裁判所による「指示書」および通帳、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。なお、解約の手続は、法令および当組合所定の手続によるものとします。	(1) この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当組合所定の手続により解約することができます。 <u>(ア) 口座名義人が死亡したとき</u> (イ) 裁判所による「指示書」に基づく場合 (ウ) 口座名義人の後見開始取消審判が確定したとき (エ) 未成年後見の場合で、所定の後見期間を経過したとき (オ) 法令の改正などにより、本商品の取扱いを継続することができないと当組合が判断したとき (2) この預金口座を解約する場合は、裁判所による「指示書」および通帳、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。なお、解約の手続は、法令および当組合所定の手続によるものとします。